

# とんだばやし こどもの権利 ニュース



れいわ ねん がつはっこう  
令和7年11月発行

Vol. 6

とんだばやしし けんりじょうれい  
富田林市こどもの権利条例  
の案ができました!

## こどもの権利条例ってなに?

けんりじょうれい けんり まも  
こどもの権利条例とは、こどもの権利を守るルール

じょうれい とんだばやしし つく ほうりつ  
条例とは、富田林市が作るルール(法律のようなもの)です。  
とんだばやしし ひと まも とんだばやしし  
富田林市のすべての人が守らないといけません。富田林市こども  
の権利条例には、富田林市のみんなで「こどもの権利」を守るため  
のルールを書いています。

## こどもの権利ってなに?



すべてのこどもが  
もっているよ!

しゅってん にんてい ほうじん  
出典: 認定NPO法人 CAPセンター・JAPAN

けんり あんしん じしん じゆう まも  
こどもの権利とは、こどもの安心・自信・自由を守るために、  
すべてのこどもが持っている権利のことです。

## どうして条例を作ったの?

とんだばやしし  
富田林市のすべてのこどもたちが  
「自分らしく、安心して、  
幸せに生きることができる」  
ようになるために作りました。



## どうやって作ったの?

この条例は、こどもたちの声をたくさん聞  
いて、こどもたちの声をもとに作りました。  
●アンケート ●こどもワークショップ  
●いろいろな場所で聞き取り  
●こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会 など



## 条例には、どんなことが書かれているの?

1

すべての「こどもの権利」を守ること、  
そして、とくに大切な10個の「こどもの権利」があることを書いています。

1

どのような理由でも差別されない権利

こどもであること、海外につながりがあること、  
障がいがあること、性別、考え方など、  
どんな違いがあっても、差別されません。

3

自分の意見や考え、気持ちを聴かれ、  
表し、それが大切にされる権利

自分の意見を言うことができます。  
そして、その意見が周りの人に受け止められ、  
大切にされます。

5

安心して生き、育つ権利

家や学校、地域などで安心して毎日を過ごすことができ、  
成長することができます。

7

休む・遊ぶ権利

ゆっくり休んだり、遊ぶことができます。

9

相談する権利

困ったときやだれかに話を聞いてほしいときに、  
相談できます。

2

あらゆる暴力から守られる権利

いじめや暴力、虐待、体罰など、  
あらゆる暴力から守られます。

4

自分に関わることに参加する権利

自分に関わることを決めるときに、  
参加し、意見を言えます。

6

ありのままの自分で生きる権利

一人ひとりの個性や価値観が認められ、  
ありのままの自分が大切にされます。

8

学ぶ権利

自分の成長のために、学ぶことができます。

10

困ったときに助けてもらう権利

心や体が傷ついたときや、困ったときに、  
助けてもらえます。



2

子どもの権利を守るために、大切にしないといけない4つのことを書いています。

1

子どもは、権利の主体であり、どのような理由でも差別されずに、ありのままの自分で自分らしく生きることができること。

権利の主体とは、権利を持つ人のこと！子どもも、大人と同じように権利を持っているんだ。

2

子どもは、安心して生き、育つことができること。

3

子どもは、自分の意見を聴かれ、表すことができ、その意見が大切にされること。

4

子どもは、子どもの権利を理解され、大切にされ、子どもにとって一番良いことを考えてもらえること。

大人は子どもの意見をちゃんと聴いて、子どもにとって一番良いことを考えるよ！

3

子どもの権利を守るために、大人がすることを書いていきます。

子どもの権利を理解して、守る。

子どもの意見を聴き、大切に、子どもにとって一番良いことを考える。

子どもに、いじめ、差別、虐待など子どもの権利を傷つけることはしない。

子どもをいつも見守って、困っているときに助ける。

条例ができると、どうなるの？

／ こんなまちになるよ！ /

●子どもの権利を子どもと大人にもっと伝える

●いじめや差別、虐待、体罰みたいに、子どもの権利が守られていないときに、助ける

●子どもの意見を大人が大切にできるようになる

●子どもが子どもに関係することに参加できる機会を作る

●子どもが相談できる場所を作る

●子どもが安心して居場所を作る

●みんなが望む形で学べるようにする

●一人ひとりに合わせた支援をする

学校の先生や市役所、地域の大人は、みんなのことをいつも見守っているよ。



困ったときや話を聞いてほしいときに、みんなの話を聞いて、解決する方法をいっしょに考えるよ。

これから、みんなが気軽に相談できる場所を作るよ！



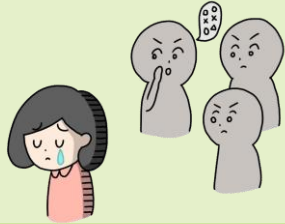
お問い合わせ先

富田林市 子ども未来部 子ども政策課

TEL: 0721-25-1000 (内線 291) FAX: 0721-24-8976

# こま こんなことで困ったことは、ありませんか？

いじめにあっている



かぞく たた  
家族から叩かれたり、いやなこと  
い  
をされたり、言われたりする



かつどう なら ごと  
クラブ活動や習い事で  
ぼうげん ぼうりよく う  
暴言・暴力を受けている



せんせい おや はな  
先生や親には話しにくいけど、このままではどうしていいかわからない。だれも気づいてくれない…。  
なや でんわ  
このような悩みがあったら、まよわず電話してください。

した そうだん そうだん むりょう  
下の3つは、こどもが相談できるところです。(相談は無料です)

## ①こどものじんけん110番

でんわばんごう じかん へいじつ  
電話番号:0120-007-110 時間:平日8:30~17:15

らいん そうだん  
メールやLINEでも相談ができます。

URL:<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

## ②24時間子供SOSダイヤル

でんわばんごう じかん じかん  
電話番号:0120-0-78310 時間:24時間

## ③チャイルドライン

でんわばんごう  
電話番号:0120-99-7777

じかん まいにち がつ にち がつ か  
時間:毎日16:00~21:00 ※12月29日~1月3日はのぞく

そくだん  
チャットでも相談ができます。

URL:<https://childline.or.jp/>



こま なや  
困ったときや悩んだときは、  
ひと そうだん  
まわりの人に相談してみましよう。